

納骨堂の経営許可を受けるには、条例等に定める基準を遵守していただく必要がありますので、次の審査基準の趣旨をご理解いただき、厳守していただきますようお願いいたします。

また、計画過程において環境保全課と事前協議及び標識の設置等が必要となっております。

なお、他法令による許可等が必要な場合は、併行して協議を進めてください。

- 【申請に対する処分】 墓地・納骨堂又は火葬場の経営許可
- ・ 根拠法令及び条項 墓地、埋葬等に関する法律第 10 条第 1 項
 - ・ 関係条項 久留米市墓地等の経営許可等に関する条例
久留米市墓地等の経営許可等に関する条例施行規則

1. 審査基準

1 経営主体

納骨堂の経営主体は、次のとおりとする。

(1) 市町村等の地方公共団体

(2) 宗教法人法（昭和 26 年法律第 126 号）第 4 条第 2 項に規定する宗教法人で、主たる事務所又は従たる事務所を市内に有する者

(3) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）第 2 条に規定する公益社団法人又は公益財団法人であって次のいずれにも該当するもの

ア 墓地等の経営を行うことを主たる目的とすること。

イ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）第 4 条に規定する主たる事務所又は同法第 312 条第 1 項に規定する従たる事務所を久留米市内に有すること。

(4) 納骨堂が災害の発生又は公共事業の実施に伴い移転する場合にあつては、当該納骨堂を現に経営している者

(5) 既存の地区有（共同）納骨堂を同一敷地内で改築する場合にあつては、納骨堂管理組合等当該納骨堂を現に経営している者

2 設置場所

(1) 墓地又は寺院、教会等の境内地であること。

この場合において、境内地とは、宗教法人法第 3 条第 1 項第 2 号から第 7 号までに規定する土地をいう。

(2) 納骨堂周囲の空地は、建物の外壁から敷地境界までの距離が 1 メートル以上確保できること。

ただし、納骨堂を庫裏、本堂等の納骨堂以外の施設（以下「その他の施設」という。）と一体的建築物として建築する場合においては、納骨堂の外壁に相当する部分から敷地境界までの距離が 1 メートル以上確保できること。

3 構造設備

(1) 外壁及び屋根は耐火構造（建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 7 号に規定するものをいう。以下同じ。）とすること。

ただし、納骨堂をその他の施設と一体的建築物として建築する場合においては、次に掲げる部分を耐火構造とするとともに、納骨堂とその他の施設との境界等の建物内部からの延焼防止に必要な部分であつて耐火構造の構造方法の定めがないもの（天井、ドア等）については、不燃材料を用いる等、一定の耐火性能を有するものとする。

ア 一体的建築物の外壁及び屋根

イ 納骨堂とその他の施設との境界となる納骨堂の床及び上階の床その他建物内部からの延焼防止に必

要な箇所

- (2) 当該建築計画が建築基準法令に適合しているものであること。
- (3) 出入口の扉は、施錠できる構造であること。
- (4) 換気のための設備を設けること。

4 敷地等

納骨堂の敷地は、原則として自己所有であり、かつ、抵当権等の制限物が設定されていないこと。

市長が特に理由があると認める場合は、次の全てを満たす場合とする。

- (1) 許可後速やかに譲渡又は永代使用を承諾する旨の確約がある場合

※印鑑証明を添付した「譲渡承諾書」又は「永代使用承諾書」を提出のこと。ただし、抵当権等の設定など制限物権は認めない。

- (2) 納骨堂の敷地として使用させる旨の所有者の承諾書がある場合

5 手続関係

- (1) 許可申請を行う前に墓地等設置協議書を提出していること。
- (2) 設置予定敷地の見やすい場所に申請日の60日以前から規則で定める標識を設置し、標識設置届出書を提出していること。

6 資金計画

- (1) 資金計画が健全であること。
- (2) 永代使用料及び管理料が妥当であること。
- (3) 借入金については、金融機関以外の特定の者に集中していないこと。
- (4) 維持管理の方法が適切であること。

7 納骨堂の規模

宗教法人が経営する場合は、需要見込みの算出根拠を提示し、檀信徒の数、利用希望者数等を考慮して必要な規模とすること。

8 基準の緩和

納骨堂の設置場所及び構造設備の基準の緩和を適用するのは、以下に掲げる場合の双方に該当する場合とする。ただし、構造設備に関する基準の緩和は、納骨堂の建築を伴わない場合に限る。

- (1) 納骨堂が、災害の発生及び公共事業の実施に伴い移転する場合又は特別な理由がある場合
- (2) 公衆衛生及び公共の福祉の見地から支障がない場合

※「公共事業」とは、国若しくは地方公共団体の負担又は国の補助により実施する公共的な建設事業及び施設の改良事業をいう。

※「特別な理由」とは、概ね次のとおりとする。

ア 既存の納骨堂の経営者を変更する場合

イ 同一敷地内において改築する場合

ウ 納骨堂の設置が、住民の宗教感情に適合し、公益上必要である場合

2. 標準処理期間

20日（ただし、休日は含まない。）

3. その他

納骨堂は、公益上必要なものですが、その性格から計画地周辺住民による反対運動等が起こる可能性があります。

審査基準上は、周辺住民の同意を必要としませんが、設置後の納骨堂の円滑な運営のためにも近隣住民へ説明を行うなど、事前に地域の理解を得られるよう努めていただくようお願いいたします。